乙 第21号証

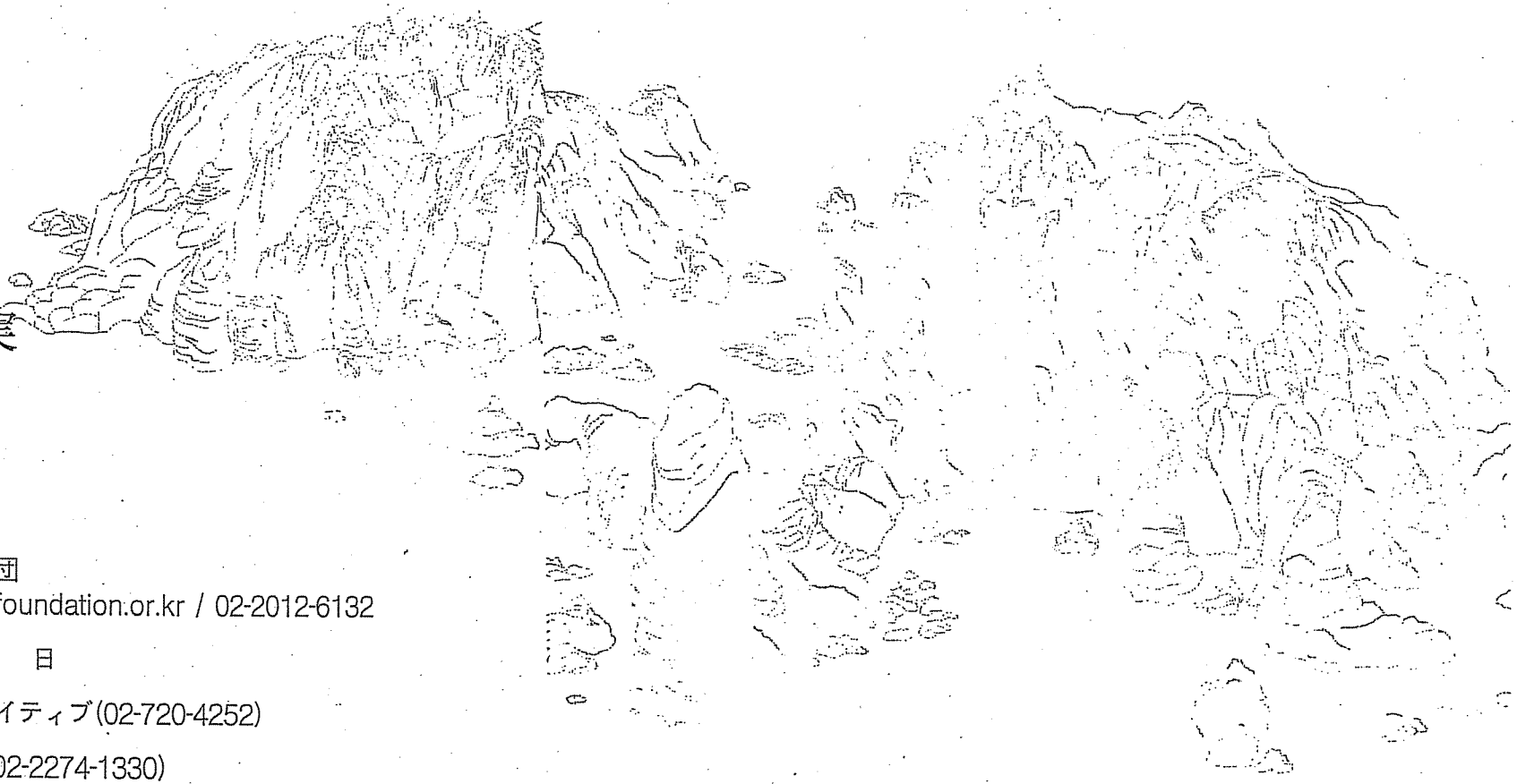

ドクト
独島(竹島)の真実

発　行　所：東北亜歴史財団
www.historyfoundation.or.kr / 02-2012-6132

発　行　日：2006年 11月　日

編集・デザイン：ユジンクリエイティブ(02-720-4252)

印刷・製本：ハンア文化 (02-2274-1330)

はじめに

歴史は真実を知っている

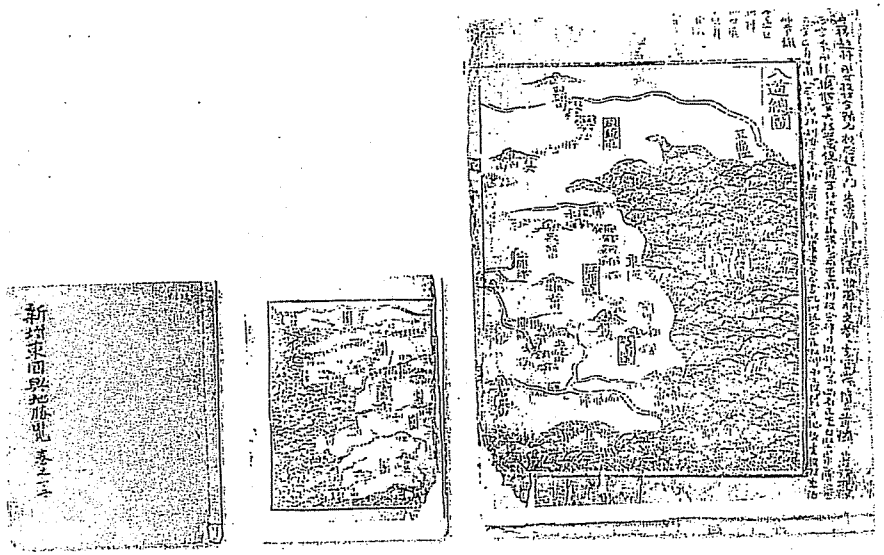

独島(ドクト)は歴史的に大韓民国の領土であり、今も東海と共に限りなく国民に愛されている。

2005年3月、日本の島根県は'竹島の日'を制定した。毎年2月22日を記念日とする'竹島の日'は'独島が日本の領土であり、独島をいつの日か必ず奪還すべし'という日本国内の世論作りを目的として制定された。

日本側が'竹島の日'と定めた2月22日は、独島を'竹島'と名付け、隠岐島司の管轄の下に置くとした島根県の告示第40号が発令された日である。1905年2月22日のこの告示が、日本が独島に対する領有権を主張する最も重要な根拠となっている。

我々は日本が独島を編入したと主張する1905年がいかなる年であったのか、詳細に調べてみる必要がある。その中には我々が明らかにしなければならない多くの歴史的真実が潜んでいる。日本が主張するように、断片的な事実だけをもって歴史のつじつまを合わせていくならば、'竹島の日'の制定、及び最近の日本文部科学省の独島関連の教科

書の歪曲等も、なるほどと納得するかもしれない。

しかし、歴史と言うものは思うがままつじつまを合わせていくものではない。独島はこの近代史における日本の朝鮮侵奪の過程で、一番先に併合された我が領土である。日本の独島領有権の主張は、大韓民国の完全な主権回復の歴史、すなわち民族の光を取り戻した光復の歴史を否定する事と同じである。

この事実を理解するためには、日本の独島編入があった1905年を中心に、日本の韓半島侵略過程で実際にあった歴史を正しく理解する必要がある。日本の韓半島の侵略を正しく理解しなければ、日本の独島領有権の主張がなぜ間違っているかを理解できないからである。

そうであるからこそ、日本の強引なる独島の編入があった1905年を基点として、日露戦争の前後で独島に関連する歴史的真実を、全面的に調べてみる必要がある。そうして独島は歴史問題として日帝による朝鮮侵略の残滓を清算し、大韓民国の主権を完全に回復させる事につながるのだ、ということを、独島を愛する国民の皆さんに是非知ってもらいたいのである。

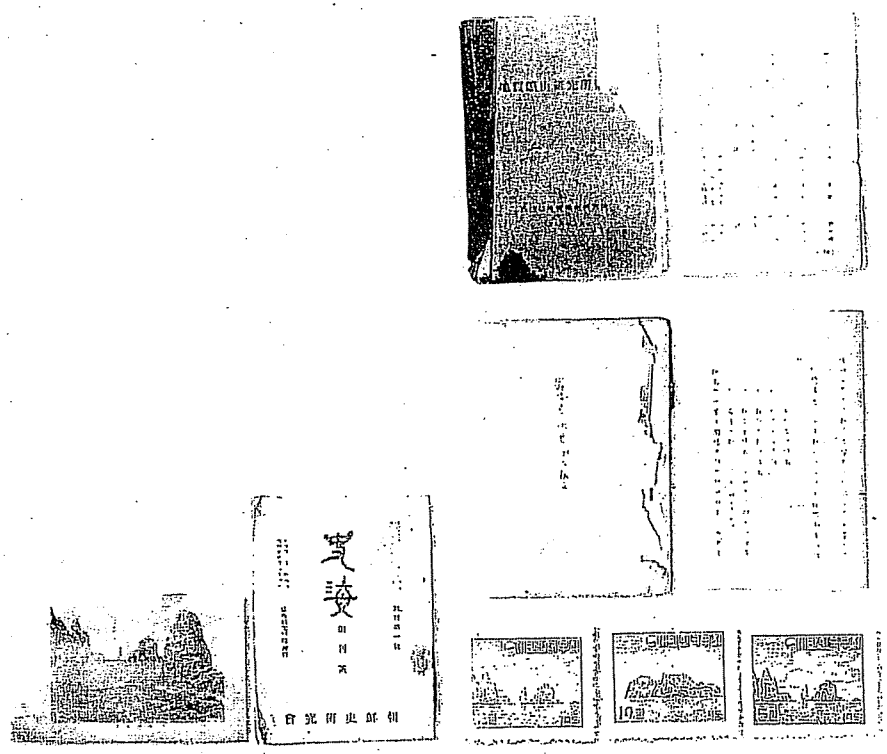

contents 目次

10 独島 (1) - 悲しき歴史
朝鮮侵略の第一歩、独島の強制編入

28 独島 (2) - 日本には関係のない我が国の領土
日本の明治政府も'独島は朝鮮の領土'と認める

42 独島 (3) - むちゃな論理
日本はなぜ国際司法裁判所に行こうと言うのか

52 独島 (4) - 我が民族の誇りの地
民族の魂を秘めた希望の島'独島'

59 附　録 - 日本の独島侵奪日誌

独島

鬱陵島の東南、海路二百里の
独りそびえる島ひとつ、鳥か
どこの誰が何を言おうが、独島は我が地
我が領土。

誰もが一度は口ずさんだ事があるこの歌。
歌詞と同じく、独島は我が地である事を、
我が国民なら知らぬものはない。それなのに
なぜ日本は分からぬ主張を繰り返すのか。
東北アジアの平和と繁栄をしからず願わぬ
何と皮肉な事か、日本の主張の根拠が古文の
朝鮮侵略過程での独島に対する強制編入なのだ。

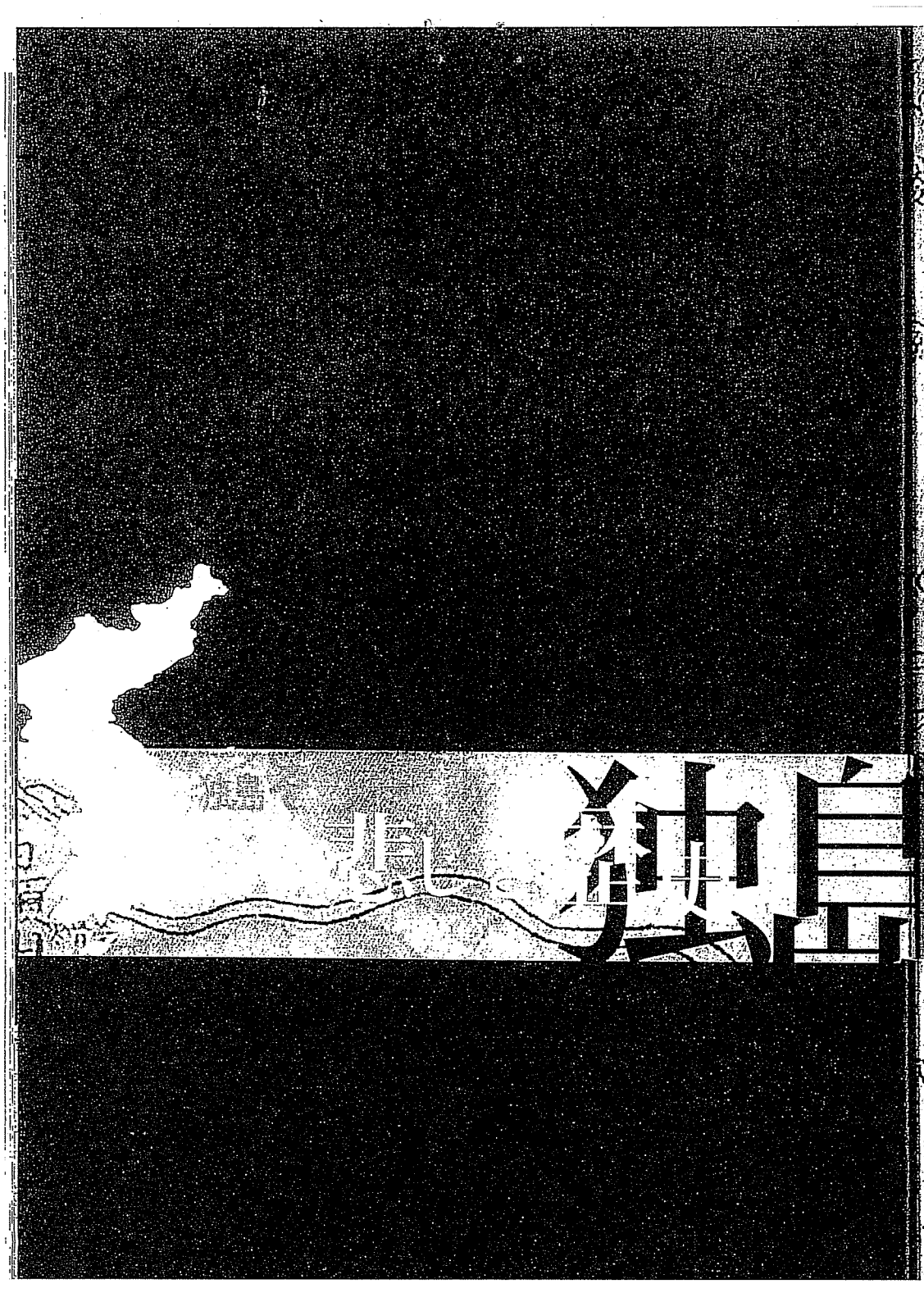

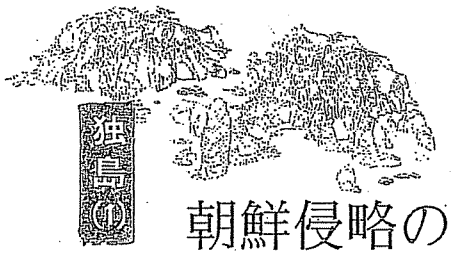

朝鮮侵略の第一歩、独島強制編入

「独島は我が領土」という歌の歌詞の第5番目を見ると、次のような内容がある。

日露戦争の直後に持ち主のいない島だと、無茶な言いがかりをつけられたら困るよ。新羅の将軍異斯夫が地の下で笑うよ。独島は我が領土だ。

その通りだ。日露戦争がきっかけとなり、軍事上の戦略拠点として日本は独島に目を付けた。このように日本の侵略的目的意識があって、その最初に侵奪されたのが我が独島である。

日本の朝鮮侵略は、1850年代に吉田松陰が最初に朝鮮奪取を唱えて以来、木戸孝允、西郷隆盛等の征韓論者[9]が、何かあると常に声高(こわだか)く唱えてきた。

日本の朝鮮侵略が本格化したのは、1894年の日清戦争の頃からである。早くから朝鮮侵略を準備してきた日本は、1894年の東学農民蜂起を足がかりに軍隊を朝鮮に派遣して王宮を占領し、ソウル・釜山・仁川(インチョン)・元山(ウォンサン)等に軍隊を駐屯させた。軍隊は司訳院、掌楽院等の中央官庁の庁舎を兵舎として使用し、その上ソウル~釜山、ソウル~仁川など全国のいたるところで軍用電線を設置し、鉄道を敷設し、戦争に利用した。牙山(アサン)湾の楓島(プンド)の沖で始まった日本軍と清国軍との戦闘は平壌・西海へと拡大し、朝鮮の陸地と海は侵略戦争の舞台として踏みにじられた。

征韓論者

1870年代前後に日本の政界では、韓国を攻略しようとする征韓論が巻き起こった。明治維新の後、近代化を推し進めていた日本は、近代化推進勢力の官僚達と近代的な内政改革に反対する保守勢力の2大勢力が対立していた。その保守勢力の不平士族の不満を外征によって解消させようとする保守強硬派が中心となり、征韓論を声高に唱えた。

日清戦争で勝利した日本は朝鮮を手中に収め、清から遼東半島まで割譲させたが、ロシア・フランス・ドイツ等の3国干渉により諦めるしかなかった。特に日本としては、朝鮮へその影響力を拡大させようとするロシアが目の敵(かたき)であった。ロシアを排

除しなければ朝鮮を併合する目的を達成できないと考えた日本は、目的達成のために手段と方法を選ぶことはなかった。朝鮮国内で親露勢力が拡大するのを恐れた日本は、ついに親露政策をとる明成皇后を殺害するに至った。

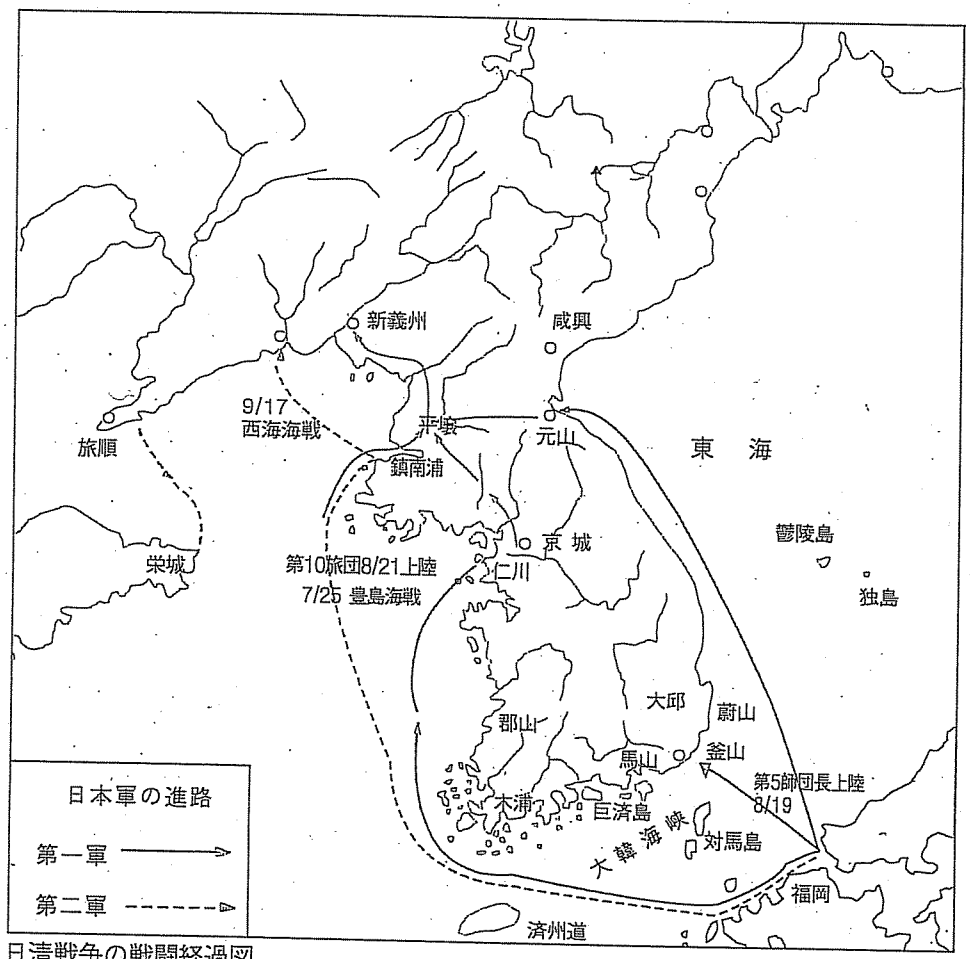

日清戦争の戦闘経過図

仁川に上陸し、市街地を行進する日本軍の木越旅団(1904)

3国干渉により遼東半島を清国に返還し、チャンス到来を狙っていた日本は1904年2月8日、旅順港に停泊していたロシア軍艦2隻を奇襲攻撃したことから、日露戦争が勃発した。同日、日本軍は朝鮮政府の中立宣言を無視し、仁川(インチョン)・南陽(ナミヤン)・群山(グンサン)・元山(ウォンサン)に上陸を開始した。日本陸軍の選抜隊である木越安綱旅団は9日ソウルに進駐し、引き続き井上光中将が率いる第12師団主力部隊がソウルに入った。日本は10年前、日清戦争で果たせなかった朝鮮併呑(併合)をより用意周到に推し進めた。

1904年2月23日、日本は軍隊を動員し王宮を包囲し、皇帝と政府を脅迫し「韓日議定書」[6]を強制的に締結した。日本はこの議定書を根拠に、軍隊駐屯はもちろん軍事戦略上必要な地点を占領し、収用できる権利は全て確保し、朝鮮侵略をより露骨に進めた。

韓日議定書

日露戦争に突入した日本が、韓国に対日協力を強要するため、強制的に締結した条約。大韓帝国政府は、日本帝国が必要とする便宜(べんぎ)を提供し、戦略上必要な地域をいつでも使用できるようにする、というのが主要な内容である。日本が韓国植民地化の第1段階として強制的に結ばせた条約であり、この文書に署名した李址鎔(イジョン)の家に爆弾が投げ込まれるなど、激しい反発を買った。

韓日議定書第四条

第3国の侵害もしくは内乱のため、大韓帝国の安寧あるいは領土の保全が危険にある場合は、日本政府は迅速に必要な措置を取り、大韓帝国政府は日本政府の行動を容易ならしめるために十分な便宜(べんぎ)を提供する。日本政府は前項の目的を達成するために、軍の戦略上必要な地点を臨機に収容できる。

1904年4月、日帝は朝鮮駐留軍司令部を設置し、軍隊を朝鮮の全域に拡大し、配置した。戦争が本格化した1904年7月、駐留軍司令部は何らの法的根拠もなしに咸鏡道(ハンギョンド)に軍制を実施し、1905年1月には日本軍の憲兵隊がソウルとその周辺地域の治安警察権まで掌握した。戦争のため軍用電線と鉄道を敷設し、その保護のために軍律を公布した。軍用電線や鉄道を破壊・破損したり、戦争遂行上妨げとなる人々は死刑に処した。

また永興港(ヨンフン)、鎮海(チンヘ)などに要塞を設置し軍律を公布し、要塞に指定された地域の土地を強制的に収容した。1905年7月、日本軍が軍用地として使用するために強制収容しようした土地は、龍山(ヨンサン)・平壌(ピョンヤン)・義州(ウィジュ)等で、975万坪にも上った。

このような状況であったため、日露戦争の戦略的要塞地である鬱陵島(ウルンド)と独島が、強制収容の対象から除外されるはずはなかった。日露戦争の初期から日本軍は鬱陵島と独島の戦略的価値をよく認識していた。鬱陵島と独島は、南下するロシアのウラジオストック艦隊と日本の連合艦隊が対峙する戦略的要衝地だった。ロシアのウラジオストックの艦隊が東海の海上権を脅かす中で、日本海軍は1904年5月15日を前後としたわずか数日間で、海軍戦力の3分の1を失った。

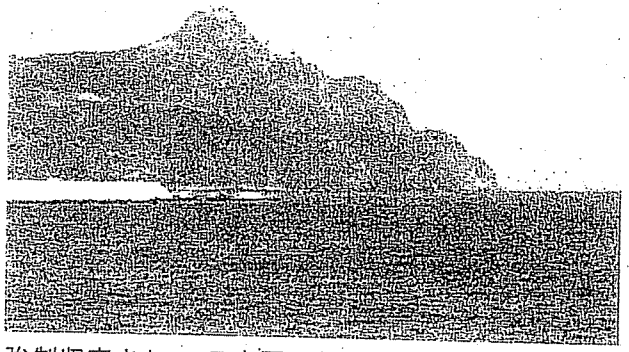

強制収容され、日本軍の望楼が設置された鬱陵島サドン村の望郷峰

日本軍としては絶対絶命の危機的状況を突破するために、最善策を取る必要があった。新しい軍艦を建造するには、余りにも長い時間が要求された。そこで急を要する戦況を考慮して、今ある軍艦で作戦を遂行する方策を考えた。それは基地の確保と望楼を設置し、敵艦の動向をいち早く的確に掴む事であった。

鬱陵島と独島はこのような日本の作戦遂行のため、絶対的に必要な海域の島であった。1904年5月18日、日本は大韓帝国にロシアの鬱陵島での森林伐採権を取り返すように要求して、鬱陵島に対するロシアの基盤を戦略・戦術的に排除しようとした。そして9月1日に日本軍は鬱陵島の西と南に監視所をそれぞれ設置した。独島にも望楼設置のため、軍艦新高丸を派遣し、調査した。新高丸が独島の現地調査のため出発した日である9月24日は、中井養三郎が日本に独島の領土編入の請願書を提出する5日前の事であった。

中井養三郎は外国沿海に出て、潜水器漁業に従事した事業家で、独島に多く生息するアシカ猟の独占的経営を計画していた。当初、彼は独島が韓国の領土であることを知り、日本政府を通して韓国に貸下請願書を提出しようと思っていたが、海軍省水路局長の肝付兼行（きもつきかねゆき）などの入れ知恵もあって、

アシカ

オットセイと似ており、毛は短く足の爪が熊手のような水かきになっている。身長は2m程で群れを成して生息し、カタクチイワシ・イカ・サンマなどを食べる。かつて*'可支島（アシカ島）'と呼ばれるくらいアシカが独島に生息したが、アシカの皮に目をつけた日本人の乱獲で現在はあまり見られない。*可支島のカジ（可支）はアシカ（カンチ）の漢字表記。

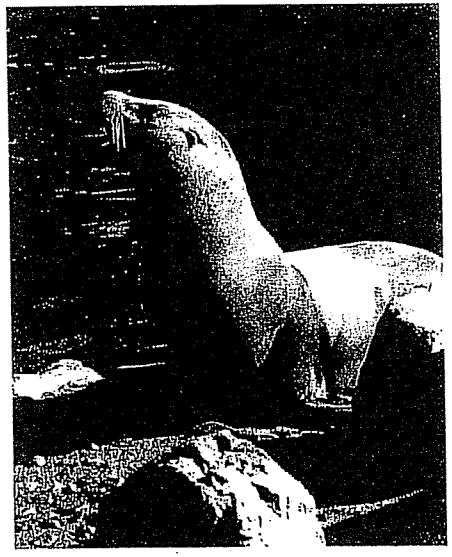

9月22日、独島を日本の領土に編入する請願書を日本政府に提出した。

当時中井が'独島の日本領土への編入請願書'を提出した時、内務省の井上書記官は反対していた。

韓国の領土であるかもしれず、また不毛の岩礁を編入すれば、我々を注視している諸外国に日本が韓国を併呑(併合)しようとしているという疑いを抱かせる事になりかねない。

- 中井養三郎の独島事業経営概要, 1906

内務省が請願を棄却する流れになると、中井は外務省の政務局長を訪れた。当外務省の政務局長であった山座円次郎は、日露戦争に全面的に関与していた人物で、日露戦争の宣戦布告の原文を起草したことで知られていた。彼の反応は内務省とは完全に異なっていた。

今こそ独島の日本編入が必要なのだ。独島に監視所を設置し、無線もしくは海底電線を設置すれば、敵艦の監視に最善ではないか

- 中井養三郎の独島事業経営概要, 1906

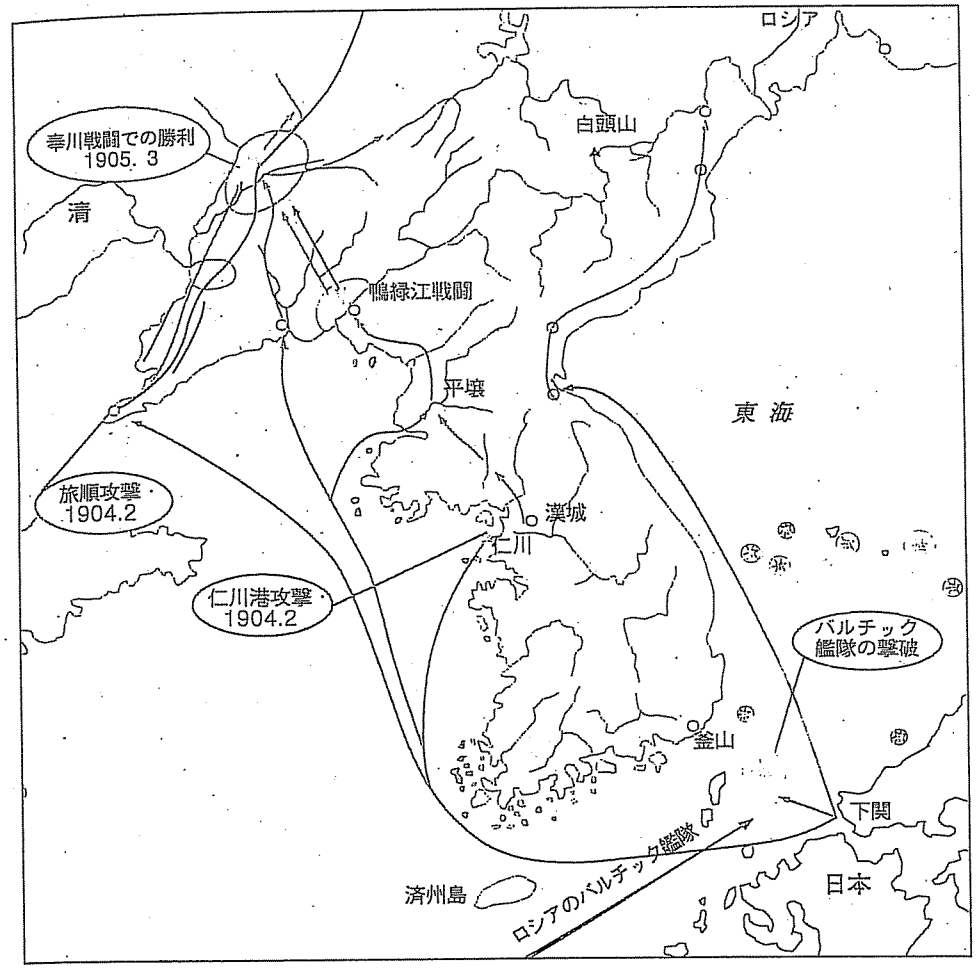

日露戦争の戦闘経過図

敵の艦隊を監視するための望楼と海底電線を設置すれば極めて良い、という外務省政務局長の発言がまさに具体的現実となったのである。1904年11月、日本海軍はまたもや軍艦対馬を

独島に派遣し、監視と通信施設の設置がかなうかどうか、調査した。しかし、独島での望楼設置は冬の悪天候と作戦上の問題等から、先送りになった。

そうこうする内に、1905年1月1日、日本軍が旅順を陥落させると、日露戦争は新しい展開を迎える事になった。日本の連合艦隊の総司令官である東郷平八郎は、インド洋から回航するバルチック艦隊を撃破するために、全艦隊を大韓海峡に集結すべしと命令を下した。旅順が陥落したことから、ロシアのバルチック艦隊が大韓海峡を通過し、ウラジオストックに向かう事が明らかになったからである。

このような緊迫した状況で、日本の戦時内閣は独島侵奪の具体的な実行を計画した。1905年1月10日、内務大臣の芳川顕正（よしかわあきまさ）は総理大臣の桂太郎に'無人島所属に関する件'という秘密公文を送り、独島編入のための閣議の開催を要請した。1月28日総理大臣と海軍大臣等の11名の閣僚が出席する中、独島の編入が決定された。

中井養三郎という者がこの島にて漁業に携わった事は、関係書類から明らかであるので、国際法上の占有事実があるとみなし、この島を日本に所属させ、島根県所属隠岐島

内閣書記官長 印
明治三十八年一月廿八日
法制局長官
別紙内務大臣請議無人島所屬ニ關スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十海里ニ在ル無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ猟具ヲ備ヘテ海驢猟ニ着手シ今回領土編入並ニ貸下願ヲ出願セシ所此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根縣所屬隱岐島司ノ所管ト為シ度ト認ム
ニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以來中井養三郎ナル者カ該島ニ移

日本政府の閣議での独島編入決定文

司の所管にしても問題なし、と考えられるので、閣議決定が成立したものと認める。

—日本内閣の独島編入決定文, 1905. 1. 28

日本政府は中井というひとりの漁民の請願を承認するという形式でもって、有無を言わさず独島の強制的編入を断行したのである。そして島根県知事は1905年2月22日、島根県告示第40号で独島が隠岐島司の所管になった事を告示した。この

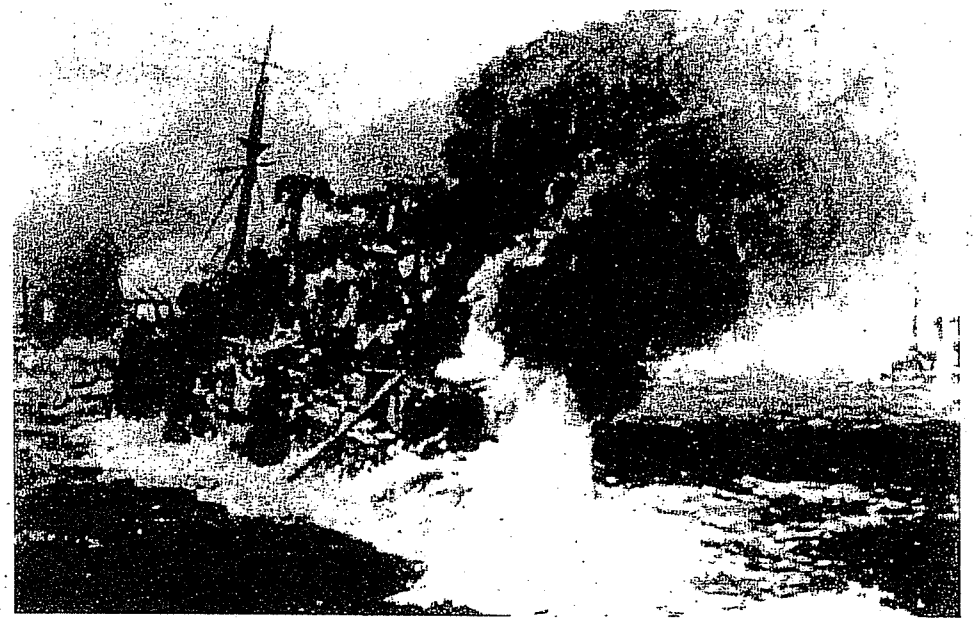

日露戦争でロシアのバルチック艦隊が撃沈されている場面(1905)

ような島根県告示第40号が、現在日本が正当性があると主張する最も重要な文献となっている。

一方、ロシアのバルチック艦隊は、赤道を回航する7ヶ月という長い航海の末、1905年5月27日ついに大韓海峡に至ったが、艦隊の状態は最悪であった。兵士が疲れ切っていたバルチック艦隊は、万全の体制で臨む日本連合艦隊に次から次へと撃沈されていった。大韓海峡で負傷したバルチック艦隊の総司令官ロジェストウェンスキー提督は、鬱陵島近海で日本軍の捕虜となり、彼に代わって艦隊を指揮したネボカトフ提督も、夜を徹して逃げ延びようとしたが、5月28日の朝、独島近海で捕虜となった。バルチック艦隊が日本連合艦隊によって撃滅されたのである。

鬱陵島から眺めた独島

世界最強艦隊としてその名を轟かしていたバルチック艦隊を鬱陵島と独島の近海で撃滅した日本軍は、二つの島の戦略的価値を再認識した。しかし未だに強力な軍事力を持っていたロシアと、いつまた戦闘を行うかわからない状況の下で、日本軍は鬱陵島の北部とそこから眺められる独島に望楼を1ヶ所追加する事になる。日本の海軍は同年6月橋立丸による再調査を経て、7月25日独島での望楼設置工事を始め8月19日

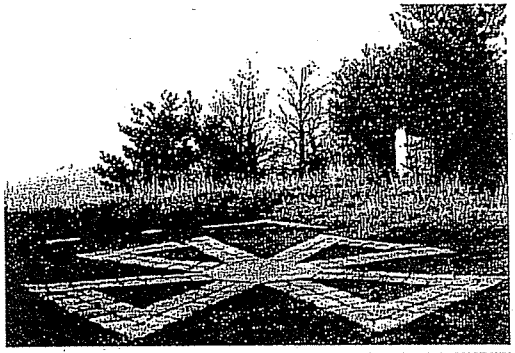

鬱陵島のソッポ村に残っている日本軍望楼の跡

◎ポーツマス講和条約

アメリカのニューハンプシャー州の軍港都市であるポーツマスで、アメリカのT・ルーズベルト大統領の仲介で、日露戦争を終結するための講和条約が開かれた。この会議で締結された条約によって、日本は韓国に対する指導、保護、管理権が承認された。また、中国の旅順、大連の租借権と長春より南の鉄道敷設権、北緯50度以南のサハリンを割譲され、東海とオホーツク海、ベーリング海のロシア沿岸の漁業権を日本が保有する事になった。

に完成させ、海上監視を開始した。

しかし、長期戦となるだろうと予想していた戦争が、同年の9月5日ポーツマス講和条約㊀の締結で予想より早く終結すると、その役目を終えた独島監視所は10月24日に撤去された。

一方、日本軍は1905年10月8日鬱陵島と独島の間に海底電線を敷設し、また11月9日独島と日本の松江の間にも海底電線の敷設を完了させた。当時戦争が終わっていたにもかかわらず、日本軍は独島に海底電線を敷設し、朝鮮半島を併呑しようとする飽くなき意思を隠す事はなかった。

日露戦争直後、独島は当時の日本のマスコミに大きな写真で戦勝記念名所として紹介された。帝国主義の日本における独島は、小さな岩の島なのではなく、朝鮮半島侵略の戦勝記念地であったのである。

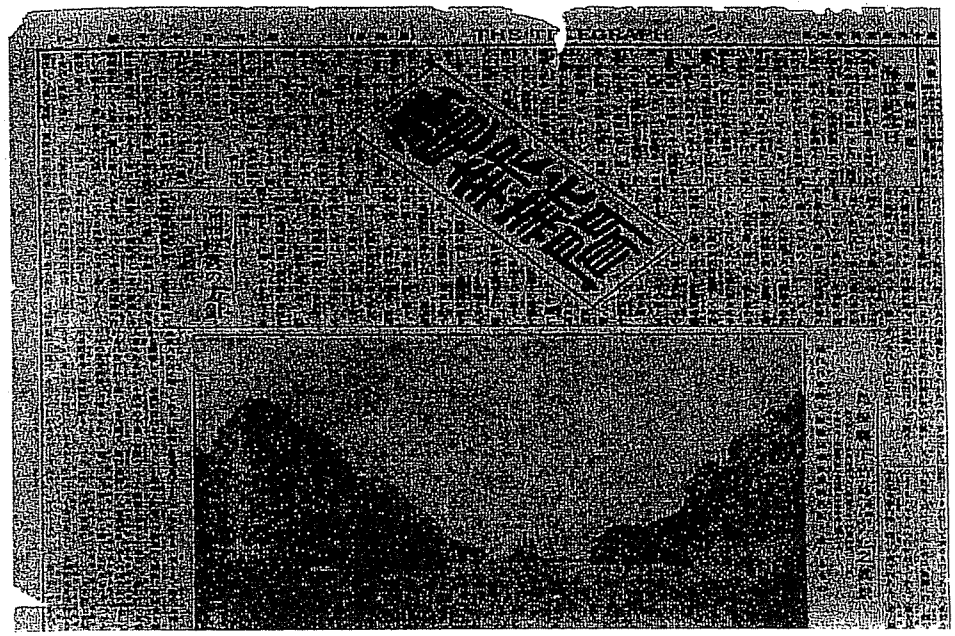

独島の写真を掲載し、日露戦争の戦勝記念の名所として紹介した日本の新聞(1906)

日本は日露戦争が勃発した直後、強制的に締結した韓日議定書(1904・2)を皮切りに、第1次韓日協約(1904・8)、第2次韓日協約(乙巳勒約1905・11)、韓日新協約(1907・7)、韓日併合条約(1910・8)へと続き、狙い定めていた韓半島併合を完結させた。

つまるところ、帝国主義日本による韓半島の併合の第1歩が独島であったという事だ。

独島

日本が独島に目を付けたのは日露戦争のさなか、独島が軍事戦略的に重要な拠点になる事を知ったからである。

日露戦争が起こる前、日本は独島に対してどう見ていたのであろうか。やはり、独島を日本領にしようとしていたのである。いや、それは真実ではない。なぜなら、日本自ら独島と鬱陵島が日本と関係のない朝鮮の領土である事をはっきりと認めていたいろいろな資料から断言できるからだ。

独島②

日本の明治政府も'独島は朝鮮の領土'と認める

1905年独島を侵奪した明治政府㊷さえ、最初は独島を朝鮮の領土として認識していた。

明治政府は徳川幕府を倒した直後、海外進出を通じて日本国内の問題を克服しようとした。1869年日本の外務省は国家最高機関である太政官の指示で、密かに外務省官吏の佐田白茅(さだはくぼう)等を釜山に派遣した。

㊷ 明治政府

明治天皇の時に幕府を倒した後、王政復古を成し遂げ維新革命の真っ只中にあった明治政府は、富国強兵をスローガンに、欧米列強をモデルとした資本主義の発展と軍事力強化に努めた。又、世界においては帝国主義国家として欧米列強には従属的態度をとりながら、アジア諸国には強権的・侵略的政策を取り続けた。

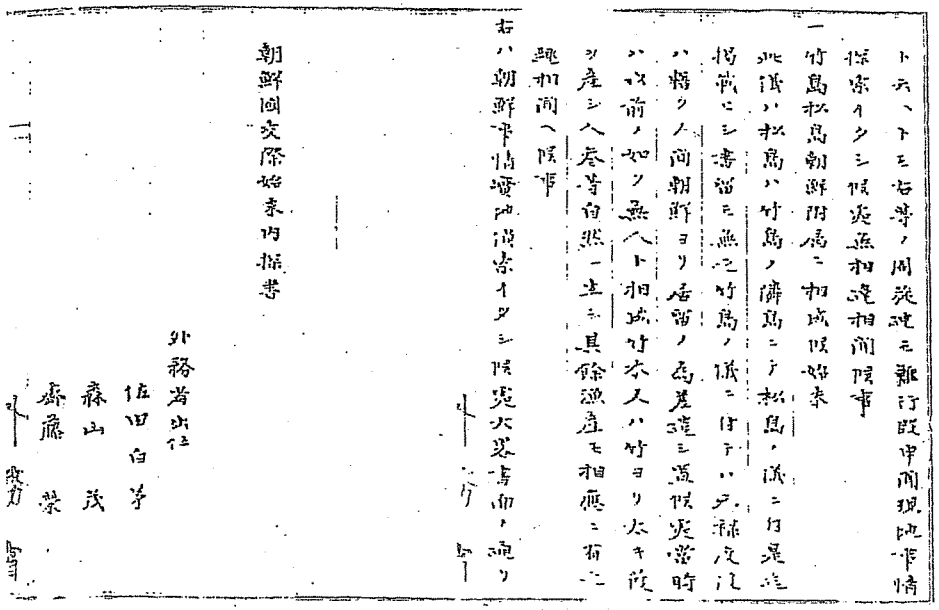

朝鮮国交際始末内探書

外務省出仕
佐田白茅
森山茂
斎藤榮

鬱陵島と独島が朝鮮の領土である事を明らかにした朝鮮国交際始末内探書(1870)

彼らの任務は、朝鮮の門戸開放及び進出への可能性を探る事であったが、その中でも特に鬱陵島と独島が朝鮮の領土になった経緯を調査する事だった。

1870年、朝鮮を内密に探り帰国した佐田白茅一行は、'朝鮮国交際始末内探書'という題目の調査結果を提出した。征韓も主張した佐田白茅だったが、'独島は鬱陵島に属す島であり、独島に関して記録された書類はない'と報告した。結局彼らの報告書は、鬱陵島と独島が朝鮮の領土であると認

めた当時の外務省と太政官の認識を再確認した事になる。

1877年明治政府は、鬱陵島と独島が朝鮮の領土である事をより明確に認める事になる。明治維新という激動する社会変革の中で、明治政府は地籍の編纂作業に取り掛かる。

これと関連して日本の内務省は1876年10月16日、公文書を通じて'鬱陵島と独島を島根県に含めるべきかどうか'についての質疑を島根県から求められた。内務省はおよそ5ヶ月かけて細かく検討した結果、この件は1696年にすでに決着がついており、鬱陵島と独島は'日本とは関係なし'という結論を下す。

ここでの1696年は、安龍福(アンヨンボク)事件とかかわる徳川幕府の領土確認の件を意味している。1693年安龍福など朝鮮の漁師達が、鬱陵島で不法漁労していた日本の漁師達と衝突して以来、韓日の間で鬱陵島にかかわる領有権論争が巻き起こった。1696年1月に、対馬島の新しい藩主が、徳川幕府の将軍に挨拶を兼ねて上京した際、鬱陵島が朝鮮の領土である事を確認し、日本の漁師達が鬱陵島へ渡って漁をしないよう命令した。このような徳川幕府の決定こそが、鬱陵島に下心があった対馬藩と朝鮮の間で、1693年から引きずってきた鬱陵島領有権論争に決着をつけたことになる。その当時の時点で、独島は鬱陵島に附属する島であるとの認識があった。

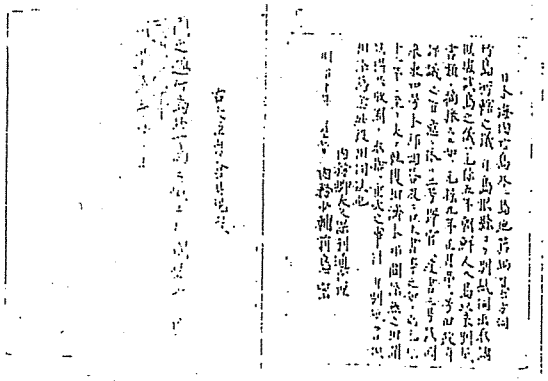

日本内務省の稟議書と鬱陵島・独島は日本とは関係なしと決定した太政官の指令文(1877)

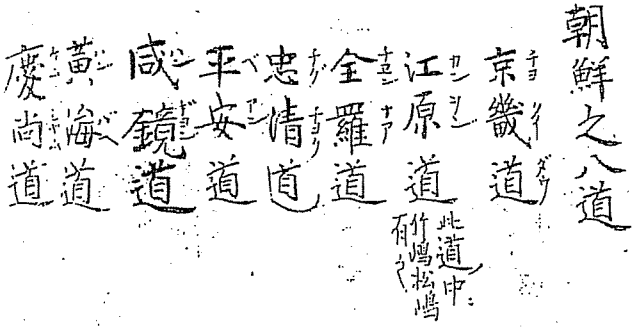

安龍福が渡日した時、持参した地図に、鬱陵島と独島が朝鮮の江原道に表示されている事実を記録した村川家の文書(1696)

一方明治政府の内務省は'版図の取捨は重大な案件'とみなし、1877年3月17日太政官の決定を仰いだ。

同年3月30日、太政官は'審議書において鬱陵島以外の一島の件について、日本は関係がない事を心得るべし'という指令書を作成し、3月29日正式に内務省に送った。内務省はこの指令文を4月9日再び島根県に伝え、鬱陵島と独島を島根

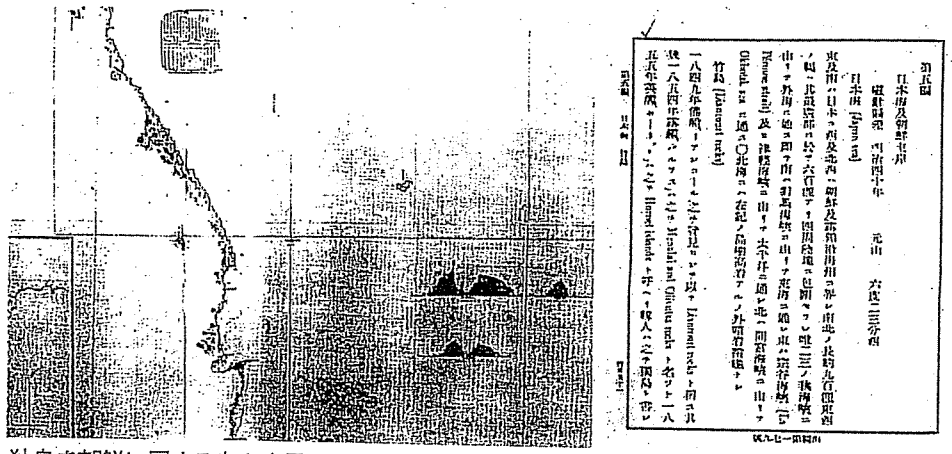

独島を朝鮮に属する島と表示している日本海軍省の朝鮮東海岸図(1876)と朝鮮水路誌(1899)

県へ含めないよう指示した。

明治政府のこのような独島に対する認識は、日本の海軍省を通しても再び確認された。日本海軍省の水路局が1876年、1877年に刊行した'朝鮮東海岸図'、1899年に刊行した'朝鮮水路誌'などを見ると、独島を全て朝鮮の属島として記している。

もし日本が独島を自分達の領土であると認識していたのであれば、当然日本西北海岸図や日本水路誌に含めて記したはずである。当時日本海軍省は1876年に、ある日本人が鬱陵島の開拓請願書である'松島(今の鬱陵島)開拓之議'を外務省へ提出した事から、実際に鬱陵島の周辺を測量した事があるので、なおさらよく知っていたはずだ。

当時、明治政府だけではなく日本国民もみな、独島が韓国の領土であることを明確に認識していた。

1903年1月に日本の極右団体である黒龍会が発行した『韓海通漁指針』には、"晴れた日には鬱陵島の高いところから見える"という説明とともに、独島が大韓帝国の江原道に属する島として記されている。

1904年、独島侵奪のきっかけを作った中井養三郎でさえ、他の漁師達と同じように'独島は鬱陵島に属した韓国の領土'として認識し

松島開拓之議

1876年、武藤平学という日本人がロシアのウラジオストックを往来している途中に、自然資源が豊富な新しい島(松島：今の鬱陵島)を発見した、として提出した請願書。これに対し日本海軍省が軍艦を派遣し、1880年9月に実測調査をした結果、松島が他でもなく鬱陵島であることがわかった。

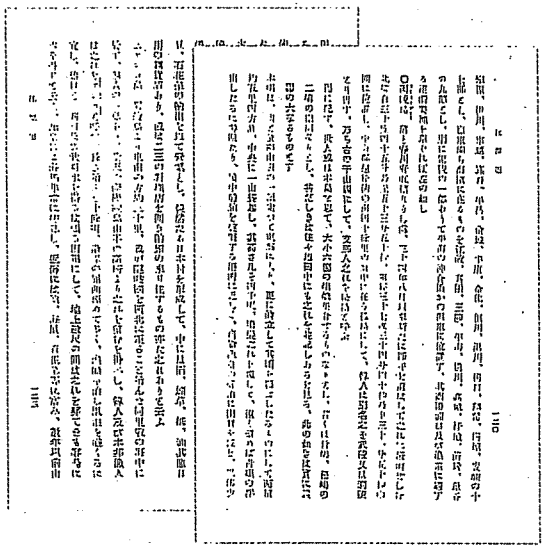

独島が鬱陵島に属し、江原道所属として明記した韓海通漁指針(1903)

ていた事は、彼が自ら書き上げた独島経営概要(1906年)にもよく表れている。このように独島は日本が強制的に要入するまで、韓国の固有の領土として他国と争った事もなければ、我々自ら放棄したこともない。

1808年、萬機要覧の軍制編に記録されているように、はるか昔から鬱陵島と独島は全て于山国の領土であり、一身同体の島として存在してきた。

日本はまた、1905年の独島侵奪以前にも、鬱陵島を侵奪しようとしたりした。17世紀に朝鮮の状況が壬辰倭乱(文禄慶長の役)、丙子胡乱(清軍の侵略)などにより疲弊した隙に乗じて、日本人は鬱陵島に許可なしに立ち入り、日本の領土にしようとした。しかし、当時安龍福の積極的な活動と朝鮮政府の断固たる対応によって、日本の鬱陵島侵奪の企みは失敗に終わった。

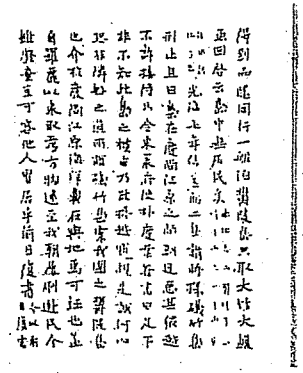

鬱陵島と独島の両島が于山国の領土と記録した萬機要覧の軍政編(1808)

その後、静まっていたが1876年江華島条約を契機に日本人の不法侵入が増え、鬱陵島はまたもや争いの火種となったのである。日本の鬱陵島侵入が露骨化すると、朝鮮政府は1882年鬱陵島開拓令㊀を出し、住民を移住させる政策を積極的に実施した。そして1900年10月勅令第41号を公布し、独島を含めた鬱陵島全域を鬱陵郡守の管轄に置く、などの近代的行政区域として整えていく事を命じた。

一方、1905年1月28日独島の編入を一方的に決定した日本政府は、ある一定期間その事実を公開しなかった。しかし1年余り経った1906年3月28日に島根県の官吏が鬱陵島を訪問したことによって、明らかとなった。

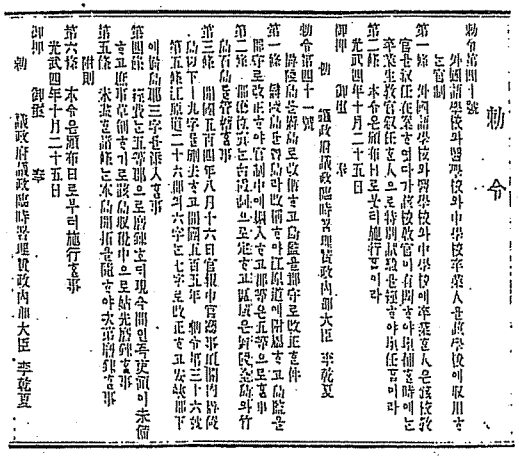

勅令

勅令第四十一號

外國語學校外國學校外中學校卒業人を直學校に服用する官制

第一條 外國語學校外國學校外中學校卒業人を直學校に服用する時に官を叙任し卒業生教官叙任者人員を特別試驗を行はる時に卒業生教官叙任者人員を特別試驗を行はる時に任ずる事

第二條 本令を頒布日より施行する事

光武四年十月二十五日

御璽

勅令第四十一號

議政府議政臨時署理議政内部大臣 李載夏

勅令第四十一號

鬱陵島を鬱陵郡と改稱する島嶼を郡守に改正する件

第一條 鬱陵島を鬱島と改稱する江原道に附屬する島嶼を郡守に改正する官制中に編入する郡等を五等に改正する事

第二條 郡他位置を古道洞に定める江原道を新設する事

第三條 開國五百四年八月十六日官報中官制第五條第四項第一號

第五條 江原道二十六郡の六字を七字に改正する安峽郡下

鬱陵島郡三字を淮人する事

第四條 經費を五等郡に編入する現今開墾者更領の未徴

第五條 附則 本令を頒布日より施行する事

光武四年十月二十五日

御璽

議政府議政臨時署理議政内部大臣 李載夏

独島を鬱陵島郡守の管轄下とした大韓帝国の勅令第41号(1900)

㊀ 鬱陵島開拓令

日本人が鬱陵島に不法に侵入する事件が頻繁に起こるや、朝鮮政府が鬱陵島を詳しく調査した後、鬱陵島への移住をすすめる鬱陵島開拓令を公布した。政府は鬱陵島に移住する同胞には5年間の税金を免除し、嶺南・湖南の運搬船を鬱陵島にて造るよう、行政的に許可する事など、鬱陵島開拓を積極的に推し進めた。

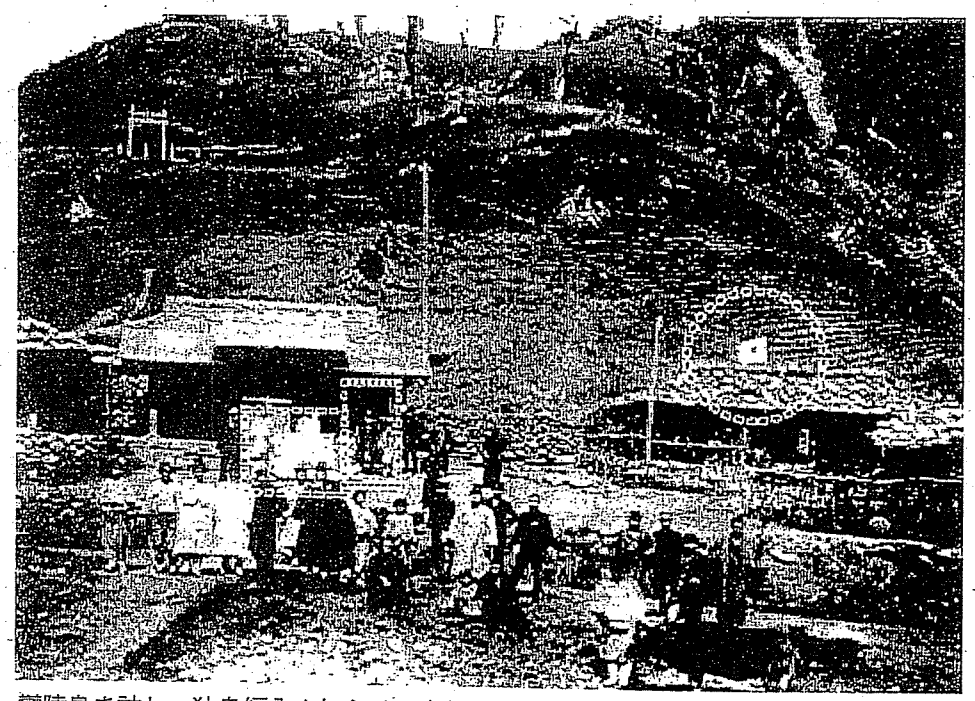

鬱陵島を訪れ、独島編入を知らせた島根県の日本人官吏達(1906)

独島を経て、鬱陵島を訪れた島根県官吏の神田由太郎などの日本人が、鬱陵郡守沈興澤(シムフンテク)に対して、独島が日本に編入された事を知らせたのである。

独島が日本の領土になったという知らせに驚いた沈興澤は、その翌日すぐこの事実を江原道観察使の李明來(イミョンネ)に報告した。李明來もこの報告が緊急にして重大である事を認識して、即刻議政府賛政(総理)大臣の朴斉純(パクチェスン)に報告した。

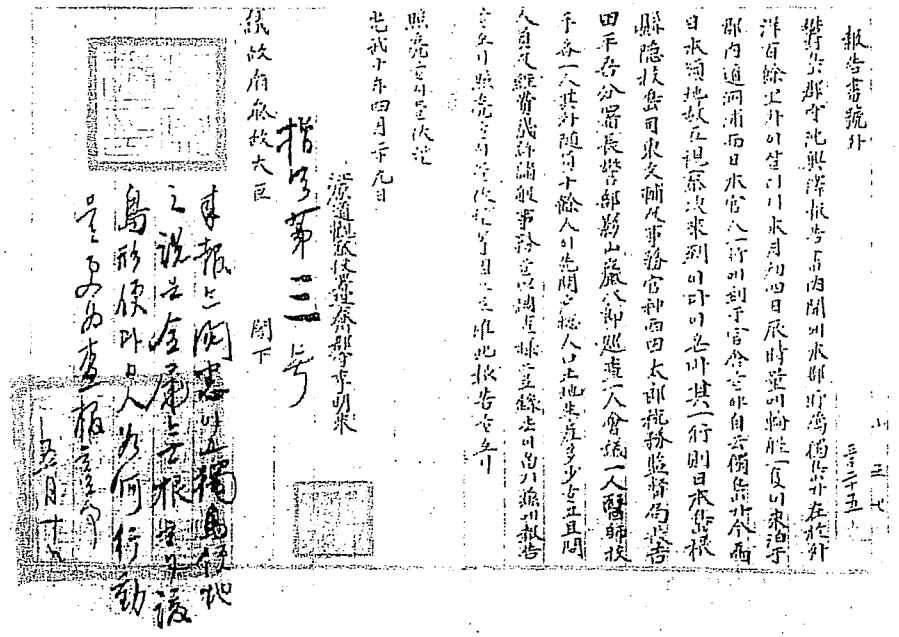

日本の独島編入に関する鬱陵島郡守の報告内容を伝える江原観察使の李明来の報告書(1906)

議政府賛政大臣の朴斉純(パクチェスン)は、1906年5月20日付の指令第3号を通じ'独島が日本の領土になったという事は全くの事実無根であり、今の状況と日本人がどのような行動をとっているのかを、もう一度調査して報告すること'、と指示した。当時の政府が、独島を我々の領土として絶対的に確信していた事がよくわかる。

しかし報告書を出した沈興澤郡守は、その後鬱陵郡守の座から退いた。彼がそのまま鬱陵島郡守の任務を果たしたと

乙巳勒約の締結を祝賀し、記念撮影をする伊藤博文、及び政府関係者(1905)

しても、韓日通信機関委託協定(1905.4)で日本が朝鮮の郵便・電信・電話等を全て統制していた状況であったので、この指示が徹底して下達されたかどうかは定かではない。

乙巳勒約㊟ 締結(1905・11)以降、韓国は外交部が廃止され(1906・1)同年2月、日本の統監部が統制し、行政全般がその支配を受けていた。このような状況の中で、韓国政府

㊟乙巳勒約

日本が韓国の外交権を剥奪するなど、植民地化するため韓国政府を威嚇して締結した条約。乙巳条約が締結された後、日本は統監部を新たに置き、韓国の施政全般を監督し、いかなる政策においても日本の要求が貫徹される権利と兵力動員権等を持つに至った。

が独島編入に対して抗議したところで、悲しき事ではあるが受け入れられるはずもなかった。

それにもかかわらず、日本は当時の大韓帝国政府が日本の独島編入に対して、何らの抗議もなかったという理由で、独島の編入を正当化しようとしている。

独島

日本は1954年から独島問題を国際司法裁判所に持ち込もうとしている

最近も日本側は国際司法裁判所で独島問題の最終的結論を出すべきだと高に叫んでいるが、しかし、独島が歴史的にも、法的にもあきらかに我が領土なのに何か故に国際司法裁判所の審判を仰がなければならないのか。その必要はない。日本がことさら国際司法裁判所に行こうと主張するのは、独島侵奪の歴史を巧みに隠蔽同時に日本の主張を宣伝する事ができるとたとえ敗訴しても何の損にもならないからだ。

独島③ 日本はなぜ国際司法裁判所に行こうと言うのか

日本は独島を強奪した事には目をつぶり、独島を国際司法裁判所㊀に提訴したがっている。国際司法裁判所は領有権を判断するに当って、その重要な基準として実効的支配を挙げているが、日本は次の二つの根拠から独島を実効的支配したと主張している。

一つ目の根拠としては、‘日本が17世紀に鬱陵島近辺を調査する中で鬱陵島を発見し、船舶の寄港地として利用した’という事を挙げている。特に17世紀後半では大谷家や村川家が独島への渡海免許を受け、独島を漁業の場として利用し、1696年日本の幕府が鬱陵島を朝鮮領土として認めていた時点においても、独島は例外であったと主張している。

㊀ 国際司法裁判所

1945年国際連合(UN)の創設と共に設立された、国際連合の主要機関の中のひとつ。英文略称はICJ(international Court of Justice)であり、オランダのハーグに本部がある。国際法に従い、国家間の紛争を解決する役割を持つ。強制的な管轄権はなく、一定の例外を除いて、一方の当事者の請求だけでは、裁判をする義務はない。

鬱陵島を朝鮮の領土と認めた徳川幕府の文書(1696)

しかし、この様な主張は的外れのこじつけに過ぎない。日本が‘鬱陵島を実効的に管理した’というのは、朝鮮が住民を本国に帰還させる政策㊁を採っていたので、島に住民がいない時に、不法侵入をしたのと同じ事なのである。

朝鮮政府が刷還政策を実施した背景には、高麗末期の度重なる倭冠の略奪行為があった。鬱陵島に人が住むと、倭冠の略奪が決まって起こり、またその近くの江原道まで危うくなる事を恐れ、辺境に住む住民を保護するために、そのような措置を採っていたのである。

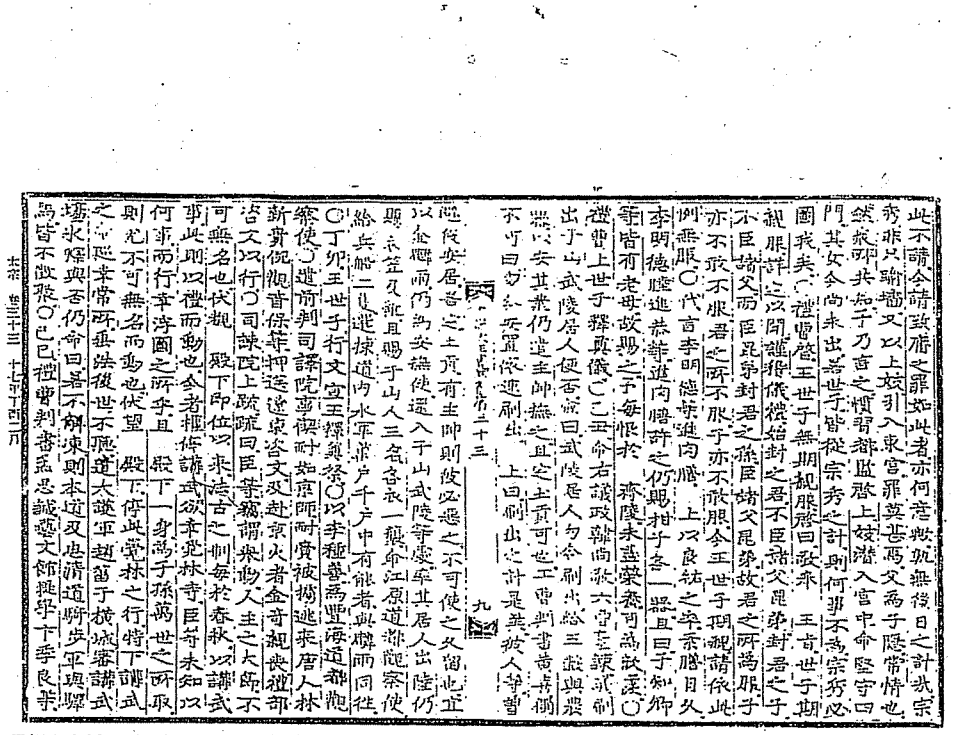

刷還政策を記録した太宗実録(1417)

刷還政策(空島政策)

辺境に住む住民を保護するために、住民を他の安全な地域に移住させる政策。つまり空島政策である。刷還政策は辺境の住民の安全、または外部からの侵略に利用される可能性を排除する目的で、国防上の必要から、鬱陵島、巨済島などの島嶼で実施された。

朝鮮の刷還政策は、それ自体が領有権を主張している行為であり、実効的支配のひとつの形態であった。朝鮮が刷還政策を実施しながらも、定期的に官吏を派遣、巡察させ、治安を維持するなどの統治権を行使してきた事がその端的な証拠である。しかし日本は、朝鮮が実施した刷還政策を領有権の放棄であり、意思表示と実効的支配の断絶と解釈する。

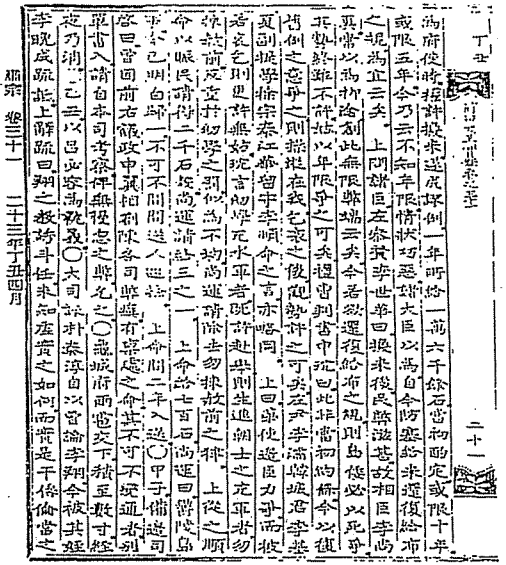

鬱陵島での捜討政策実施の事が書かれている肅宗実録(1697)

しかし人が住まない無人島だから領土にはならない、と決め付ける事ができないように、刷還政策で人が住まなくなった島も勿論、領土ではないと決め付ける事はできない。実際に朝鮮政府は17世紀、日本人の鬱陵島での出漁と伐木が問題になると、日本側に鬱陵島への渡海禁止を要求し、その確約も取っている。そして鬱陵島捜討政策を実施し、以後2年ごとに捜討官という官吏を鬱陵島へ派遣し、日本人の侵入を監視した。

事実はこうなのに、日本が刷還政策を領土の放棄だと主張する理由は、独島が自国の固有の領土であるという歪曲された主張を合理化するためである。

また、日本は独島への渡海許可を与し、独島を継続的に管理してきたという。しかし渡海免許は国境を通過できる許可書であり、

自国の島へ移動するときには必要ないものだ。むしろ渡海許可免許の発給は、当時日本人が鬱陵島と独島を日本の領土として認識していなかったという事実を立証する明白な証拠だ。また、全ての土地が藩主のものであった封建社会で、幕府が大谷や村川のような平民に独島を分け与えたという事は、当時としてはありえない事である。何よりも独島渡海免許は存在すらしていなかったし、鬱陵島への渡海免許もたった一回だけの渡海免許に過ぎなかったにもかかわらず、日本はこれを領有権の主張の根拠としている。

二つ目の実効的な支配の根拠として、日本は1904年日露戦争以降、日帝が強制的占有をしていた間、独島に対して行われた措置を挙げている。

例えば、'1905年島根県告示第40号で、独島を隠岐島司の所管にし、官有地地籍台帳に記録した事、また島根県知事などの日本の官吏が独島を訪問した事、中井養三郎にアシカ猟を許可し、毎年使用料を国庫が徴収した事、そして漁業の管理規則を改正して、独島周辺でアシカの捕獲以外の漁業を禁止した事など'を挙げている。

しかし独島に対する日本のこのような措置は、全て日露戦争以後の日本の強占期になされていた。当時、日本の侵奪

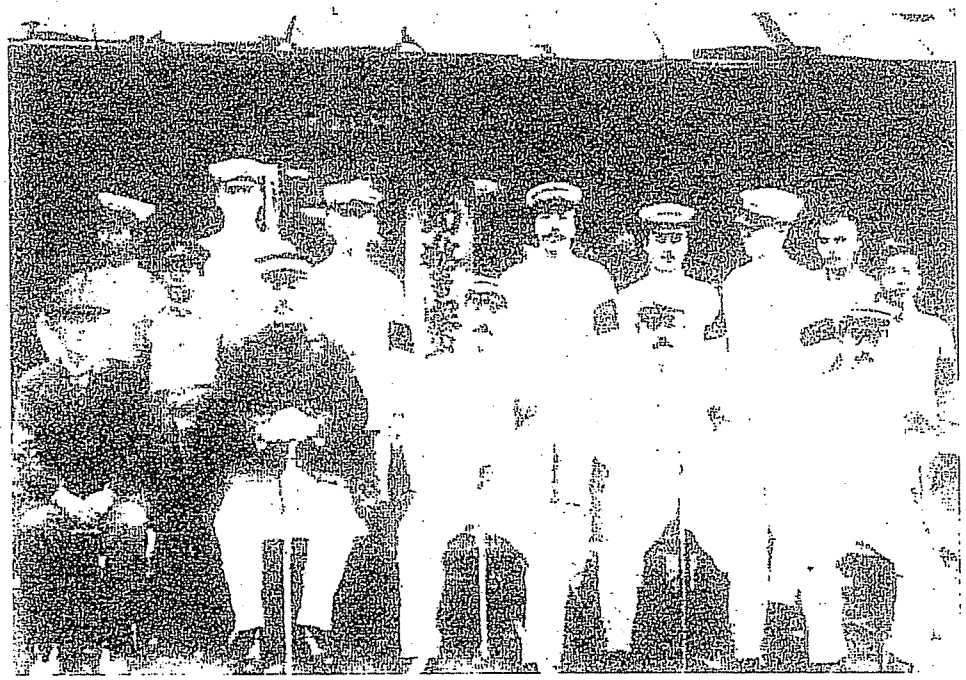

1902年、鬱陵島で駐在所を一方的に設置し、活動を開始した日本人警察官(1905)

行為は韓半島全域で組織的に行われていたし、独島もまた、その例外ではなかった。それにもかかわらず、日本はこれを独島に対する実効的支配の根拠として主張している。

しかしながらこのような事実は、国際司法裁判所が法的に判断できないばかりか、裁判所が解決できる事案でもない。唯一、日本自らが侵奪の歴史を反省し、正しい歴史認識があってこそ、いがみ合うことなく解決できる問題ではないだろうか。

'独島問題はただ単なる小さな島の領有権の問題ではなく、日本との関係における歪んだ歴史の清算と、完全な主権確立を象徴する歴史認識の問題である'

- 韓日関係に対する大統領の特別談話・2006・4・25

日本の国際司法裁判所付託提議が、政治的攻勢に過ぎないという事は、彼らが他の領土に対して取っている態度を見ても確認できる。日本の敗訴が予想される北方領土や、勝訴したとしても特別なメリットのない尖閣諸島に対しては、国際司法裁判所への付託を拒否している。しかしなぜか独島に対しては、裁判所への付託を主張している。日本がこのような態度を取っている理由は、独島侵奪の歴史を隠蔽し、日本側の主張を宣伝する一方、韓国が独島を実効的に支配しているため、敗訴してもなんら失うものはないからである。

尖閣諸島	北方領土
中国から東に420㎞、台湾の東北200㎞、沖縄から南西に300㎞の地点に位置していて、釣魚島など5つの島と若干の岩礁から成り立っている総面積およそ6.3㎢の無人島で、日本と中国の領土紛争の対象となっている。現在、日本が実質的に占有している。	北海道の東北側のクリル列島の下端に位置。択捉・国後・歯舞・色丹など総面積5,000㎢の4つの島嶼。日本とロシアの領土紛争の対象となっていて、現在ロシアが実質的に占有している。

独島

青々とした大海に小さな点のような石の島。
時折聞こえる海猫の鳴き声。
断崖絶壁を打つ波の音に
消されてしまう孤高の島。

見た限り、ちっぽけな島に見えなかれども
寒流と暖流が交錯する黄金の島。
経済の視点からも、
また軍事的地質学的視点からも、
価値ある島なのだ。
しかし何よりも重要な事は、
独島が昔、[illegible]族が異祖の魂が宿った
我が同胞(はらから)の誇りの島だと言う事だ。

独島㊾ 我が民族の誇りの地

大韓民国慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑独島里1~96番地、慶尚蔚珍郡竹辺から東に216.8㎞、鬱陵島から87.4㎞の距離にある我が国土の最東端。水深10m以内の波触台を峡んで、互いに向かい合っている東島と西島、及び周囲に89個の小さな岩から成る島。面積はトータルで187,554㎡でソウルの汝矣島公園にも及ばないが、この島はまさに我が領土、独島である。水深2,000mの東海の真ん中に、かもめを友とし、ひとりぽつんと立っている独島は、一体我々にとっていかなる意味を持つ島であろうか？

独島は、遠い昔から伝えられてきている先祖の魂をそっくりそのまま宿している、我々の希望の拠り所である。鬱陵島に属し、長い間地域の人々と悲しみや喜びを共にしてきた、大韓民国の東の果てにある我々の領土である。我々の先祖はあらゆる苦難を乗り越えながら、この島を守ってき

安龍福

朝鮮の粛宗の時代に日本に渡り、鬱陵島と独島が朝鮮の領土である事を明らかにした人物。釜山の東莱の漁民40名余りの漁民と共に鬱陵島で漁業をしている時、日本の漁船を発見し、日本に渡り、鬱陵島が朝鮮の領土である事を堂々と主張した。これをきっかけに日本は公式的に鬱陵島と独島が朝鮮の領土である事を認め、日本の漁師が鬱陵島に渡航する事を永久に禁止するという文書を送ってきた。

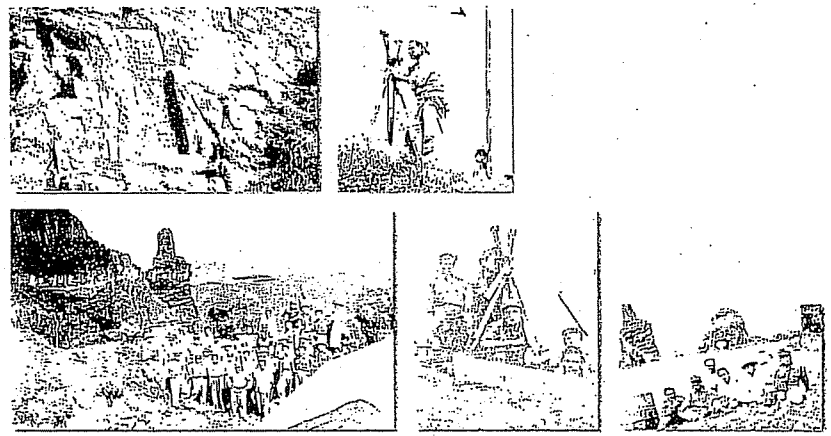

命の危険を顧みず、誇りの島を守り続ける独島義勇守備隊

独島義勇守備隊

1953年4月20日から1956年12月30日まで、独島へ侵入する日本の漁船と巡視船などと対峙し、独島を守り通した純粋な民間組織。

洪淳七(ホンスンチル)大隊及び鬱陵島の青年33名で構成されており、6.25(朝鮮戦争)に参加した戦闘員出身者が大半であった。彼らの装備は劣悪なものであったが、独島に接近してくる日本の巡視船、及び航空機などと銃撃戦を繰り広げながら、独島を守り抜いた。

たのである。朝鮮王朝時代の安龍福(アンヨンボク)がそうであったし、6.25(韓国戦争)後の苦しい状況の下でも、命を掛けて独島を守ってきた'独島義勇守備隊'がまさにそうであった。それはまさに、独島が他人に奪われてはならない、先祖の血の汗が滲んだ希望の島であったからである。

我々にとって、独島は裁判や司法的手段で決められる島ではない。独島は特別な愛着と歴史的な意味を持つ島である。韓半島が帝国主義の日本に侵奪された時、まず最初に併合され、解放と共に、断固、取り戻した我々の島である。

しかし日本は過去の植民地支配を合法と言い、韓国が独島を不法に占拠していると主張している。このような日本の独島の領有権の主張は、大韓民国の完全な主権回復を否定する行為以外の何物でもない。これは過去に対する深い反省から目を背けたまま、新たな

る帝国主義的な発想による一方的な主張だとしか考えられない。歴史と主権を否定する行為に対しては、いかなる妥協もあり得ない。

今日、日本が独島に対する権利を主張する事は、帝国主義侵略戦争による占領地に対する権利、それだけでなく過去の植民地に対する領土権を主張する事と同じである。これは韓国の完全な解放と独立を否定する行為である。日本政府が過ちに気付くまで、国家の力を結集し、同時に国際的な支援を受けながら、粘り強く努力していくつもりだ　**- 韓日関係に対する盧武鉉大統領の特別談話**・2006.4.25

日本政府が独島の領有権を主張する事で、歴史的にも地理的にも最も近い隣国の人々に、過去の不幸な記憶を思い起こさせ、自国の欲だけを満たす帝国主義であった事をさらけ出す事は、日本にとって不幸な事であろう。日本政府が独島の領有権を主張する限り、過去に韓半島と東アジアに深い傷跡を残した帝国主義日本に対する遺恨は、決して消し去る事は出来ない。独島は正しい歴史認識のバロメーターであり、未來の韓日関係の試金石である。

我々は日本と共に正しい歴史認識を確立し、21世紀の東アジアの平和と繁栄のために協調していける事を望んでいる。そのために日本は、独島に対する誤った領有権の主張を直ちに撤回すべきだと考える。

付録　日本の独島 侵奪日誌

韓半島に対する侵略戦争であった日露戦争

◎ 1903年6月23日、韓国に対する日本の優先権と、満洲に対するロシアの優先権をそれぞれ認め合おうという'満韓交換論'による対ロシア交渉をする事を決定

◎ 1903年7月23日、朝鮮に対する優位と清国に対する機会均等を認めよとロシアに要求したが、拒絶されるや1904年2月6日に対ロシア最後通牒を突きつける

◎ 1904年2月10日の宣戦布告に先立つ8日に、旅順港を奇襲攻撃、戦艦2隻と巡洋戦1隻を撃破し、9日に仁川港に停泊中のロシア艦隊を撃沈した後、陸軍1個旅団(追って1個師団増派)を仁川に不法上陸させ、韓国を段階的に戦争基地に変えていった。

- 強圧的に韓日議定書を締結した後、軍令の公布、駐兵、用兵権を確保し、軍制の実施、土地を軍用地として収容。徴発と労役等を行い、韓半島を兵站(へいたん)(補給・後方支援)基地として利用

付録 日本の独島侵奪日誌

(強圧的韓日議定書締結) 朝鮮の高官に対する懐柔・脅迫などの根回し工作をした後、井上光中将の12師団の主力部隊がソウルに進入、王宮の周囲を包囲し、韓国を兵站基地化するための韓日議定書の調印(2.23)

(軍令公布及び脅迫) 井上が'捕虜、間諜に関する軍令'を公布(2.28)し、日本軍隊に重大なる損害をもたらしたものは無条件死刑等の法令を定め、一方伊藤博文は宮内部大臣閔丙奭に'日本の指示に従わなければ、軍事力でもって制圧する'と脅迫した(3.17)

(駐兵・用兵権の確保) 日露戦争のための軍隊の駐屯と兵舎の利用を、韓半島のいかなる地においても可能にさせる措置をとった後、全土に日本軍を配置した。

※ 1905年10月当時、2個師団を動員し、咸興(ハンフン)と平壌(ピョンヤン)に司令部を置き、師団兵力を咸鏡道(ハンギョンド)の東部、、黄海道(ファンヘド)の平安道(ピョンアンド)北部、ソウル・京畿道(キョンギド)の南部に配置

(軍制の実施) 戦争準備のために咸興等で一方的に軍制を実施

(土地・軍用地の収用) 龍山(ヨンサン)・平壌(ピョンアン)・義州(ウィジュ)等で軍用地として975万坪を強制収用の要求

(徴発と労役) 戦争準備のための物資輸送等に10万名以上が動員され、49名の死傷者が出た(1905.6~10月の間)

日露戦争と独島の一方的編入

◎ 1904年5月18日、韓露条約を強制的に全て破棄させ、ロシアの豆満江・鴨緑江地域の山林伐採権を破棄させ、鬱陵島の一部を軍用地として収用

◎ 1904年6月15日、ロシアのウラジオストック艦隊が大韓海峡に現れ、日本の陸軍運送船である常陸丸と和泉丸が撃沈された

◎ 1904年6月27日から7月22日まで蔚津郡竹辺等の戦略的拠点に無線電信設備を整えた望楼の設置

※ 南海(ナメ)の紅島(ホンド)、釜山の絶影島(チョルリョンド)(1904.8)、鬱陵島(1904.9)等、全国の海岸の20ヶ所に望楼を設置した

◎ 1904年8月22日、第一次韓日議定書を締結した。日本が任命した外国人顧問が韓国の外交と財政を監督する'顧問政治'を実施

- 外交顧問と財政顧問にスチーブンソン(アメリカ人)、目賀田種太郎を任命した。監督権を行使できたので、韓国の外交権と財政権は事実上剥奪された。

◎ 1904年9月24日、軍艦新高丸が鬱陵島の住民から独島に関する情報を得て、実地探査をした後、独島に監視所設置が可能と日本政府に報告した

※ 新高丸の航海日誌には'韓人はリアンクルド島を「独島」と書き、日本の漁民達

付録 日本の独島侵奪日誌

は短く「リャンコ」と呼んだ と記され、文献上における一番最初の「独島」表記である

◎ 1904年9月29日、日本人漁夫中井養三郎が日本政府に独島島編入及び貸下請願書を提出した

◎ 1904年11月20日、軍艦対馬の副艦長山中柴吉(しばきち)と軍医長の今井外美太郎が独島に上陸し、3時間に亘って調査した

※ 副艦長は望楼設置可能場所を調べ、軍医長は真水の有無とそれが飲料水に適するかどうかを調査した後、望楼設置の可能な場所が3ヶ所と西島に淡水が有り、と報告

◎ 1905年1月10日、内務大臣の芳川顕正と桂太郎首相に'無人島所属に関する件'という秘密公文書を送り、独島編入のための閣議開催を要求

◎ 1905年1月28日、閣議で中井の'独島編入及び貸下請願'を承認する事によって、独島の編入が決定された

◎ 1905年2月22日、島根県に閣議の決定が伝えられ、'島根県告示第40号'として独島編入を伝えた

※ 大韓帝国は1900年10月25日付勅令第41号を通じて、鬱陵郡は鬱陵島以外の竹島と独島(石島)を管轄すると決定した

独島の強制編入以後の軍事的活用実態

◎ 1905年6月12日、海軍省は軍艦橋立に秘密裏に独島での監視所設置に関する調査を指令

◎ 1905年6月13日、軍艦橋立は独島を実地調査し、独島の頂上に監視所の設置が可能だと報告した

◎ 1905年6月24日、日本海軍省は鬱陵島の北部に無線電信と監視所を、独島には望楼を追加設置する事を指令した

◎ 1905年7月14日、鬱陵島で北望楼設置工事を始める

◎ 1905年7月25日、独島で望楼設置工事を始める

◎ 1905年10月19日、鬱陵島の監視所を撤去/10月24日に独島の監視所を撤去

※ 1905年9月5日、ポーツマス条約の締結と、10月15日の日露戦争終結により、鬱陵島と独島の望楼が必要ないと判断したのである

◎ 1905年11月9日、独島と日本の松江の間に海底電線を敷設

※ 韓国の東海岸(竹辺(チュクビョン))~鬱陵島~独島~松江間の海底電線の敷設が完成

東北亜歴史財団
www.historyfoundation.or.kr